

山下雄平新聞

<発行元>
 山下雄平後援会
 〒840-0801
 佐賀県佐賀市駅前中央
 三丁目6-11
 TEL:0952-37-8290
 FAX:0952-37-8291

戦後最長二四五日の国会

通常国会が九月二十七日に閉会しました。安全保障関連法案などのため会期が大幅延長、二百四十五日間という戦後最長の国会となりました。私も安全保障特別委員会の委員として百時間の審議に参加しました。(裏面に関連記事)

報道では安全保障一色といった取り上げられ方でしたが、女性の活躍推進、中小企業の事業承継の円滑化など、与野党で成立させた法律も数多くありました。私は国土交通委員

会や政治倫理・選挙制度に関する特別委員会(倫選特)などの委員として、計七回の国会質問・意見表明の機会を得ました。



く城原川ダム(神埼市)を取り上げました。私は「四十年余りも地元の方は翻弄されている」と政府の方針を質しました。太田昭宏国土交通相は「水害で大変苦勞している」と市長などから聞いています。速やかに検証を進める」と述べられました。

JR九州の完全民営化法案をめぐっては、私が「完全民営化後も地方ローカル線を維持していくべきだ」と求めると、JR九州の青柳俊彦社長は「鉄道事業の赤字を縮小し、今後もネッ

トワーク維持と活性化に努める」との考えを示されました。私は九州新幹線西九州ルートについても取り上げ、「関西方面との直通運輸が不可欠」と指摘。有明海沿岸道路などの早期整備も求めました。

十八歳での投票を実現する法案審議では参院自民党の最年少として党を代表して質問に立ち「中学校を卒業して普通科高校に進む人ばかりではない。義務教育での主権者教育も重要だ」と指摘しました。

安倍総裁の推薦人について推薦状に署名しました。安倍総裁は再任を決定する九月二十四日の党両院議員総会で「経済に力を入れ、社会保障の充実、全力を傾けていきたい。経済の好循環を全国津々浦々にお届けするため、地方創生を進めていく」と述べられ、人口減少下で、どう地方を盛り上げるかが問われています。政府・与党一体となれば取り組んでいかなければなりません。

参院選、佐賀合区は回避

今国会で成立した改正公職選挙法により、次の参院選から「鳥取・島根」、「高知・徳島」を一入区の一つの選挙区に統合すること(合区)に決まりました。佐賀県は何とか合区を回避し、現状の選挙区のままとなります。民主党など他党は佐賀と長崎

の合区など二十県の合区案を国会に提出し、合区に反対する自民党を厳しく批判しました。これらの党は佐賀を含めたさらなる合区を求めています。次の参院選は、佐賀選挙区を今後も残せるかどうかを問う選挙となりそうです。

MR J 空へ

初めての試験飛行を控えたジェット機MR Jを視察しました。最大92人乗り、航続距離3000*強。



YS-11以来の国産機のため、ゼロからの挑戦となります。他国の同規模ジェット機に比べ、騒音が少なく燃費にも優れ、排出ガスが少ない飛行機です。設計者は「経済性を保ちながらも、ボーイング787と変わらない客席のスペースを確保するため、様々な工夫をした」と話されていました。2017年中頃に商業機1号機が納入される予定です。国産機が再び日本の空を飛ぶ日が近づいています。

安全保障関連法が九月十九日の参議院本会議で成立しました。日本の平和と安全、国民の生活を守るために不可欠な法制ですが、国民の皆さんの疑念を払拭できていないことに与党の一員として責任を感じています。自衛隊員を家族に持つ方の中には不安を抱かれています。今後も懸念の払拭に努力していきます。

安全保障という普遍は言の葉に乗らない分野を理解してもらうため、政府は具体的な事例を上げて説明していましたが、「そんな事態がありえるのか」「危機をおおっているだけではないか」などと批判を浴びました。しかし、政策研究大学院大学の白石隆学長は参議院の特別委員会で「安全保障では想定できることだけを考えてはダメ。知らない脅威にどう対応していくかだ」と指摘されました。

安全保障関連法が九月十九日の参議院本会議で成立しました。日本の平和と安全、国民の生活を守るために不可欠な法制ですが、国民の皆さんの疑念を払拭できていないことに与党の一員として責任を感じています。自衛隊員を家族に持つ方の中には不安を抱かれています。今後も懸念の払拭に努力していきます。

に積み上げても災害をゼロにすることはできません。しかし、戦争は国家の意思によるものです。外交と抑止力により、力による現状変更はコストが高いという状況をつくることで、国民を戦火から人為的に守ることができません。想定外を減らしていくことが政府の役割です。法律が成立したら終わりでありません。今後、自衛隊の訓練、日米同盟の連携の強化など「備え」を十分にしなければなりません。

法案審議では憲法違反かどうかが大きな争点になりました。平和を守るためには抑止力を高め、隙のない守りをする必要があります。しかし、そのために何をやるでもない訳ではありません。先の大戦で多くの尊い命を失った反省を踏まえ、日本は憲法により大きな縛りを自らにかけています。

日本国憲法には改正すべき点もありますが、現行憲法下ではその枠内で何ができるかを考えなければなりません。日本国憲法は、憲法九条の下で認められるのは我が国の自衛のため必要最小限の実力だけと解しています。これまでは集団的自衛権は必要最小限を超えたとし、憲法上は認められないと説明してきました。

国際環境は大幅に変化しています。そこを考慮しても集団的自衛権は憲法上、一切ダメなのでしょうか。集団的自衛権すべてでなく、自衛隊を守るために限定したものには許容されるのではないか議論してきました。その結果、日本と密接な関係の国が攻撃され、①わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があり、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時、③必要

安全保障法制について

「憲法解釈の変更は認められない」「解釈を変えれば法的安定性が失われる」という批判もありました。確かに、二〇〇四年六月十八日の政府答弁書は、「政府が自由憲法に憲法を解釈を変更できるという性質のものではない」として、「政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」と述べています。ただ、答弁書は「諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然」と強調した上で、「当否は個別的、

具体的に検討されるべき」との見解を示しています。そもそも日本国憲法ができた当初は個別自衛権も政府として認めていませんでした。吉田茂首相は一九四六年六月二十六日の衆議院本会議で「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定してはおりませんが、(憲法)第九条第二項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります」と答弁しています。時の首相が、憲法九条は自衛権を認めていないと説明していました。

その後、五〇年に朝鮮戦争が勃発。冷戦の激化は日本にも影響を及ぼしかねない事態となりました。吉田茂首相は五一年の衆議院平和安保条約特別委員会、「私の当時言ったと記憶しているのは、しばしば自衛権の名前で自衛権が行われたという事は申したと思いますが、自衛権を否認したというふうな非常識なことは無いと思いません」と述べ、解釈を大幅に修正、変更しました。それから三年後、自衛隊が創設されました。

時々の政権は国際環境の変化と日本国憲法の間で、国民を守るため難しい判断をしてきたのです。「集団的自衛権を一部であっても容認することは憲法の枠を超える、憲法違反だ」と仰る方は少なくありません。朝日新聞が行った憲法学者への調査では、回答のあった百二十二人のうち百十九人が今回の法案を「憲法違反」もしくは「憲法違反の可能性がある」と答えています。「憲法違反の可能性がある」と答えているのは七十七人(六十六%)の憲法学者が「憲法違反」または「憲法違反の可能性がある」と回答しています。最高裁は砂川判決で自衛権を認めてい

ます。自衛隊の創設から六十年以上たちましたが、最高裁が自衛隊を憲法違反と判断したことは一度もありません。研究者の中では様々な説、いろいろな解釈はあるでしょうが、違憲か合憲かの最終判断をするのは最高裁です。今回の集団的自衛権の一部容認は七一年の政府見解の基本的論理を維持しています。諸外国のように全ての集団的自衛権を認めるのではなく、密接な関係がある国への攻撃により、日本自体の存立が脅かされ、国民の命や自由、幸福を求める権利が根底から覆される事態になった時に限り、必要最小限の実力を行使できるとした点で、憲法九条の論理的整合性も法的安定性も保たれています。我が国、国民の存立のためと、国民の命や自由、幸福をはめており、専守防衛の原則も変わっていません。最高裁が違憲と判断することはないと考えています。